

水銀廃棄物の適正処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃掃法施行例」と略記）の一部改正について

1 今回の改正の背景にある「水銀に関する水俣条約」（以下「条約」と略記）の意義

- ◇先進国と途上国が協力し、水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を志向
- ◇水俣病のような公害に起因する健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意と対策に取り組む意志を世界で共有し、その教訓や経験を世界に伝え、現在の水俣市の姿を内外にアピール

2 改正に至る主な経緯

- ◇2013年10月：「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催
 - ※ 条約を全会一致で採択
- ◇2015年6月9日：廃掃法施行令の一部を改正する政令が公布
- ◇2016年2月2日：日本が条約を締結
- ◇2016年4月1日：廃掃法施行令の一部を改正する政令（第1段）が施行
 - ※ 廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物への指定並びにそれらの収集及び運搬の基準並びに保管基準に係る規定の追加
- ◇2017年5月：締結国数が条約の発効要件である50か国に到達
- ◇2017年8月16日：条約発効
- ◇2017年10月1日：廃掃法施行令の一部を改正する政令（第2段）が施行
 - ※ 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定等に係る規定の追加

3 主な改正の内容（詳細については、末尾に掲載のアドレスから環境省のwebサイトに直接アクセスし、資料をご確認下さい。）

【廃水銀等に対する新たな措置の概要】

- ◇今回追加された特別管理産業廃棄物である廃水銀等の対象
 - ①水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査業に属する施設、保健所等述べ17種類の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品に封入されたものを除く）を規定
 - ②水銀若しくは水銀化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
- ◇廃水銀等に対する新たな措置の概要
 - ①廃水銀等の保管、収集・運搬に関する措置、及び処分基準を追加
 - ②廃水銀等の硫化施設を産業廃棄物処理施設に追加
- ◇廃水銀等に対し新たに設定された基準の概要
 - ①保管、収集・運搬に関する項目として飛散・流出又は揮発の防止のための措置等を規定
 - ②中間処理に関する項目として硫化及び固形化に関する措置等を規定
 - ③最終処分に関する項目として廃水銀等処理物（＝改質硫黄固型化物）の処分方法等を規定

◇廃水銀等の硫化施設を産業廃棄物処理施設に追加するに当たっての必要な措置

①産業廃棄物処理施設としての設置許可が必要

②一般的な産業廃棄物処理施設とは別に、廃水銀等の硫化施設に特化した新たな技術上の基準及び維持管理基準を設定

【水銀含有ばいじん等に対する措置の概要】

◇水銀含有ばいじん等の対象

①燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥であって、水銀を 15mg/kg を超えて含有するもの

②廃酸又は廃アルカリであって、水銀を 15mg/L を超えて含有するもの

※ 水銀汚染物のうち、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは、「水銀含有ばいじん等」には該当しない

◇水銀回収義務付け対象

①燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥であって、水銀を 1,000mg/kg 以上含有するもの

②廃酸又は廃アルカリであって、水銀を 1,000mg/L 以上含有するもの

※ 水銀含有ばいじん等、及び特別管理産業廃棄物両方について、上記の条件に該当するものは、水銀回収の義務の対象となる

◇水銀含有ばいじん等に対する処理基準の追加

処理の委託、及び処分・再生に際し必要となる措置内容を規定

◇水銀含有ばいじん等であることの情報の伝達

業の許可証、委託契約書、マニフェスト、廃棄物保管場所の掲示板、及び帳簿における必要な記載事項を規定

【水銀使用製品産業廃棄物に対する措置の概要】

◇水銀使用製品産業廃棄物の対象

水銀ランプ、蛍光ランプ、農薬等述ベ37品目の製品を対象に指定

※ 対象品目の例示には上記の他水銀電池、水銀体温計や医薬品等、身近な様々ものが含まれており、更に、個別具体的な判断基準が示されているので注意が必要

◇水銀回収義務付け対象（破損時のリスクを考慮し、液体の金属水銀を含むものを対象に設定）

スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計等述ベ21品目を対象に指定

◇処理基準の追加

処理の委託、保管、収集運搬、及び処分・再生に際し必要となる措置内容を規定

◇水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達

業の許可証、委託契約書、マニフェスト、廃棄物保管場所の掲示板、及び帳簿における必要な記載事項を規定

◆環境省の参照サイト

解説：https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/H2906_setsume.pdf

リ-フルト：http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/H2906_setsume_01.pdf

Q & A：http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/H2909_qa1.pdf